## 阿賀野都市計画地区計画の決定(阿賀野市決定)

阿賀野市横町地区地区計画を次のように決定する。

	名 称			横町地区
	位置			阿賀野市保田の一部
	面積			約2. 7 ha
区域の整備・開発及び保全	地区言		目標	本地区は、安田支所をはじめ金融、商業・業務等の機能が集積し、 安田市街地の都市・地域拠点が形成されている。特に、安田支所西側 交差部には、古くから結婚式披露宴や葬儀・法要会食などの場として 市民に親しまれてきた料理店が立地し、旧斎藤邸分宅の建物風情を活 かした佇まいは、歴史・文化の伝承、景観形成にも大きく寄与してい る。 また、阿賀野市都市計画マスタープランにおいては商業・業務ゾー ンに位置づけられており、市役所支所、日常生活に不可欠な日用品店 舗・郵便局・診療所・小中学校や保育園などの施設の集積及び拡散防 止により、市街地の維持・再生を図ることとしている。 このため、地区計画を定めることにより、都市・生活拠点に必要な 都市機能の適切な維持・誘導を図るとともに、合理的かつ健全な土地 利用の誘導を図り、魅力的で利便性の高い都市・地域拠点の形成を図 ることを目標とする。
の方針	土地禾	利用の	方 針	良好な市街地環境の維持・形成を図るため、地区北部のA地区(商業地域)、地区南部のB地区(第1種住居地域)の2つに区分する。 A地区は、都市・地域拠点に必要な商業業務系の土地利用を図るものとする。B地区は、専用住宅地と商業地の緩衝帯として、住宅のほか店舗等生活利便性を高める土地利用を図るものとする。
	建築物	の整備	方針	良好な市街地環境の維持・形成を図るため、建築物の用途の制限を 定め、本地区の土地利用を適切に誘導する。

		位			置		阿賀野市保田の一部	
	 面		 積			約2. 7 ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項				区	分	A地区	B地区
			区	$\mathcal{O}$			(商業地域)	(第一種住居地域)
		地区の区分の面積			· の i	ā積	2. 1 ha	0. 6 ha
						. ,, ,	次に掲げる建築物を建築しては	次に掲げる建築物を建築して
							ならない。	はならない。
							1. 店舗、飲食店、展示場、遊技場、	1. 建築基準法別表第二(に)項に
							勝馬投票券発売所、場外車券売場	掲げる建築物
							その他これらに類する用途に供す	
		建	築	物	等	$\mathcal{O}$	る建築物でその用途に供する部分	
		用	途	$\mathcal{O}$	制	限	(劇場、映画館、演芸場又は観覧	
							場の用途に供する部分にあって	
							は、客席の部分に限る。) の床面積	
							の合計が 10,000 ㎡を超えるもの	
							2. 個室付浴場業に係る公衆浴場そ	
							の他これに類するもの	

「区域は計画図表示のとおり」

## (理 由)

良好な市街地環境を維持・形成し、本地区にふさわしい合理的かつ健全な土地利用を誘導するため、地区計画を決定する。